

報告第1号

専決処分の報告について

令和4年（2022年）6月15日午後4時35分頃、城陽市寺田北東西30番地の集合住宅駐車場において発生した上下水道部経営管理課職員運転の公用車による交通事故の損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年2月22日報告

（2023年）

城陽市長 奥 田 敏 晴

専 決 処 分 書

交通事故の損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年1月27日専決
(2023年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

交通事故に伴う損害賠償額の決定について

市は、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条による交通事故の損害賠償額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額
金、179,300円
- 2 損害賠償の相手方
京都市在住者

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議会の委任による専決処分〕

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

国家賠償法（抜粋）

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

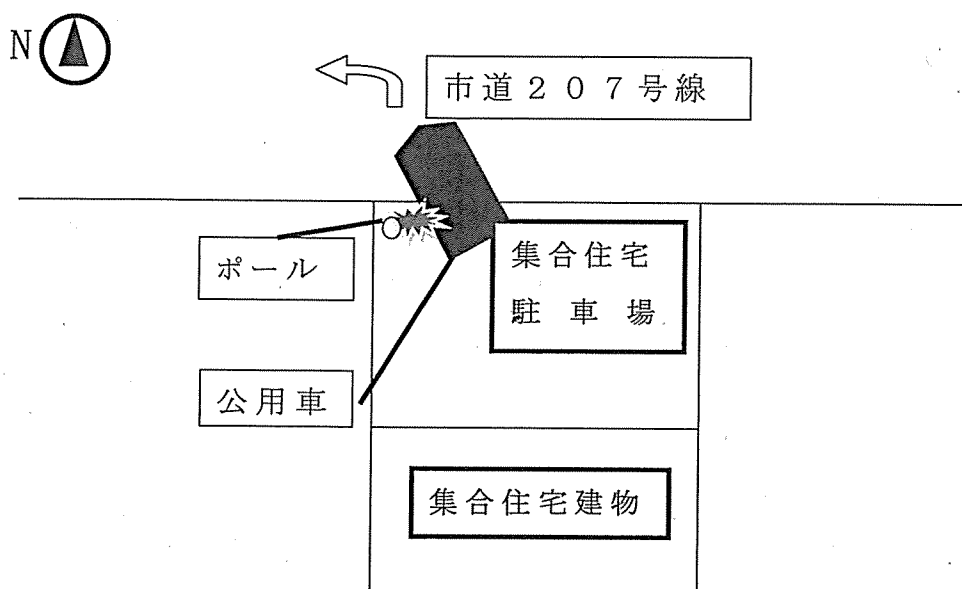
第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- ② 略

参考資料

1 事故の概要

令和4年（2022年）6月15日午後4時35分頃、城陽市寺田北東西30番地の集合住宅駐車場から、上下水道部経営管理課職員運転の公用車が、左折にて市道207号線に出ようとしたところ、車両左側にあった当該物件の鉄製ポールを巻き込むような形で接触し、公用車及び鉄製ポールを破損した。



2 事故後の対応

集合住宅管理会社立ち合いの上、当方車両、相手方駐車場の鉄製ポールの損傷状況の確認をするとともに、城陽警察署に事故報告を行い、現場検証に立ち会った。

3 損害の程度

相手方 駐車場の鉄製ポールの損傷

当方 車両の左後部ドア及び左車体下部の損傷

4 相手方との示談経過

公益社団法人全国市有物件災害共済会を通して示談に向けた協議を行い、令和5年（2023年）1月27日に示談を締結した。

